

# 会 議 録

会 議 の 名 称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第2回会議
開 催 日 時	平成17年 4月19日（火） 午後 1時27分から 午後 3時20分まで
開 催 場 所	玉村町役場 2階 小会議室
出 席 者	町民代表委員 4名 町議会議員代表委員 4名 町職員代表 4名 事務局 3名  以上15名
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の質疑について（回答）</li> <li>・ 意見交換</li> <li>・ 先進事例について</li> <li>・ 町の方向性について</li> </ul>
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 資 料	別添のとおり

# 会 議 経 過

## 1. 開会：事務局長

時間が早いようですが、皆さんお集まりですので、第2回の会議を始めさせていただきます。まず、会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

## 2. あいさつ：会長

皆様、こんにちは。お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。たいへんな草案作りで、皆様にはご苦勞をおかけいたします。今日は、意見交換を重点的に行って頂ければと思っています。よろしく願いいたします。

## 3. 前回会議の質疑について

(1) 自治基本条例と他の条例との関係について 委員（資料「法の体系」）に添って説明)

既に皆さんご承知のことと思いますが、法の体系は、国では憲法をピラミットのトップにおいています。(資料の) 表の左側は法令で、右側が地方公共団体の例規です。

憲法については、憲法第98条で「国の最高法規であって、その条例に反する法律は、その効力を有しない」とありますので、憲法は最高法規であって、これに違反した法律以下、政令、府・省令、告示全て効力を有しない規定になっています。一方、自治体の条例は、憲法第94条で「法律の範囲内において条例を制定することができる」、また地方自治法でも「法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる」となっていますので、法律の範囲内で、法律に違反できないことになっています。この関係が、国の法律との関係です。

次に、(資料) 次頁「法秩序維持の原理」ですが、一般的に憲法を頂点としてピラミット状になっていますが、場合によっては、ある法律では「これはいけませんよ」ということになっているのですが、一方、ある法律では「これはやってもいいですよ」というような規定になっているのは困るので、この秩序を保つために「四つの法の原理」があります。

### ①所管事項の原理

法律、政令、条例、規則などが、それぞれお互い持ち分を侵さないものです。縄張りのようなもので、他を規定しない決まりです。

### ②形式的効力の原理

上位の法律に違反する下位の法令等は、その効力を有しない。1頁表で、町でいえば、条例が頭ですので、条例に違反する規則、告示、訓令等は効力を有しません。

### ③後法優先の原理

先にできた法律よりも、後にできた法律の方が優先するものです。

### ④特別法優先の原理

法律が、一般法と特別法に分かれている場合は、個別に定めた特別法が優先します。例えば、町の条例では、玉村町手数料条例というのがあり、「この規定は別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる」ということで、ほとんどの手数料が、この手数料条例に網羅されていますが、部分的には他の条例で個別に定めているものがあります。そちらの方が優先して、そちらに規定されていないものは、もとの手数料条例の規定を用います。

(資料) 3 自治基本条例の最高規範性について、これが先般ご質問のあった件で、自治基本条例に最高規範性をもたせるためには、条例の中に最高規範であるという位置づけをする。ただし、その条文には「本条例に違反する条例は効力を有しない」とは規定できません。なぜかというと、自治基本条例も他の条例も、前頁の図をみますと、法的な位置は同じ位置にあり、上下の関係にはない。そのため、さきほど説明した法形式の原理により形式的効力は同じ。ということは、違反する条例は、効力を有しないとは規定できないと思われまます。

ちなみに、参考として、杉並区とニセコ町の自治基本条例を掲載しました。杉並区では、第31条に条例の位置付けとして「区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。」と規定しています。ニセコ町でも、最高規範とは明記していませんが、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。体系化の方でも、この内容に則して体系化を図るものと規定しています。このような規定であれば、差し支えないと思われまます。

## (2) 自治基本条例に矛盾抵触する他の条例があった場合

当然、杉並区やニセコ町のような規定をした場合には、自治基本条例に沿った他の条例・規則の改正は行わなければならないのですが、仮に矛盾する他の条例があったとすれば、それはさきほどの特別法優先の原理や、形式的効力の原理、条例自体は同じ、ただし特別法が優先しますよということから考えると、他の条例が優先されると考えられます。

最後になりますが、自治基本条例を制定したとしても、ただ制定しただけでは終わらずに、地域に広める工夫をすることが必要だと思います。例えば、自治基本条例を制定すれば、パンフレットを配布したり、意識を社会に広める活動をするのがよろしいのかなと思います。以上です。

### ・群馬県自治基本条例（素案）が未制定の理由 事務局より報告

もれ伺うところによりますと、自治基本条例は必ず制定しなければならないものではなく、条例に盛り込む内容も理念規定になってしまう。県としては、制定するからには実効性のあるものにしたいと考えていたようです。理念規定に終始してしまうような内容の条例であれば制定してもあまりメリットがないということで、未制定のまま現在に至っているのではとのようです。

#### 4. 意見交換（先進事例、及び町の方向性について）

・**司会** 皆様のお手元に事務方から、資料が届いたと思います。この資料について、皆様が感じたことを意見をいただきたいと思います。席順も前回とは違った形になっていますので形式張らずに一人一人から。

##### ・委員

本題に入る前に、確認したいことがあります。この草案策定研究会で、どこまでやるのかということです。たくさん資料をいただき、余計難しく感じました。例えば、事務局でたたき台を作成し、それに対し意見をいう形で進めて頂ける方が意見も言いやすい。もう少し、いろいろな面から議論を深めていくようですから、骨格づくりまでを議論して、その下の各論は事務局にお願いします。骨格から各論までやるとなると、とても今回のスケジュールでは間に合わない。どこまでやるのか心配なので、お尋ねしたい。HPをみるとニセコ町では、2年かけて作成し、会議を100回超えて行ったことがでている。そういう綿密な詰めをすることになると、とても今回のスケジュールでは追いつきそうにないので、確認させて頂きたい。

・**事務局** 前回、配布した資料に、草案策定研究会の第1回～第7回までの会議スケジュールが載っています。最初のうちは、方向性について皆さんに協議して頂き、骨子を固めるまでは皆さんのご意見でやって頂く。条文等の作文になりましたら事務局が作成し、それについて議論を願うという形がベストと考えています。

・**司会** 今までの条例制定の議運ですと、だいたい事務方でたたき台を作成し、それに沿って審議をしていたと思いますが、今回の玉村町自治基本条例草案については、たたき台から皆さんで作成する。何もない白紙の状態から、まちづくりの基本となる条例を、皆様のご意見をいただきながら作成していきたい。

・**委員** 会議は7回しかなく、既に1回は終わっていますが、最初に、研究会をするに当たっての検討手続き、思考過程と言っていますが、それを皆さんで検討してやった方がいいと思います。なぜ、自治基本条例を定めるのか、目的など。それが決定したら、それぞれ何をしたいか。地域や住民がまちづくりに期待する内容を、そして、それを実現するためには、どうしたらいいかを検討します。それを仕分けすると、条文まではいかないでしょうが、たいがいの方向・内容はでるのではないのでしょうか。

・**事務局** いろいろ進め方はあると思いますが、第1回会議で配布された資料（「玉村町自治基本条例（仮称）草案策定について」）に、大方のことは書いてあります。事務局は、これに添って進めてもらいたいと考えているのか、いかがでしょうか。

その資料2頁「草案検討案の概要について」に、前文から始まっていますが、単刀直入に前文から検討していくのがいいと考えていました。

しかし、自治基本条例自体がどういうものか、まだ分からない部分もあるので、先日、

検討資料を送付いたしました。条例見出しにある目的や基本理念といったものから法体系を、次に章の内容を細かく考えて頂く。検討資料「先進5事例」の中で、ここが良いとか悪いとか討議して頂き、今日は結論を出すのではなく、話し合ったことを議事録として各委員へ送ります。次の会議までに意見を持ち合い決定していく、という方法を考えていますが。

・委員 ということは、これがたたき台になり得るという話ですね。

・事務局長 これを参考にするか、しないかも、判断の一つとご理解願いたい。

・委員 (前出資料の) 草案策定検討の概要についての、カッコ書き(目的や基本理念)を参考に皆さんで、いろいろな意見を出し、分けていきながら進めていかないと終わらない。

しかし、私は不勉強で、どうして自治基本条例を作らなくてはいけないのか、まだ疑問に思っている一人です。今、行政というのは、このようなものが何もなくてやっているのか。

大平町の条例には、条例を作った目的がはっきり書いてあります。時代が変わり、どうしても条例を作る必要が書いてある。玉村町でも、そのような理由とっています。先進事例を参考にしながら、一つずつ詰めていけば進んで行くのではないのでしょうか。

・委員 (前出資料1頁の) 検討の背景の中に、「地域住民参加型まちづくりを推進することが議会から提案され、行財政改革の一環として議決されました。」とありますが、議会でどういう議論の中で議決されたのか教えて頂きたい。

・司会 では、議会からの委員さんから、お話をさせていただきます。

・委員 行財政改革特別委員会というのを議会で作りました。最初にやったことは、議員の削減でした。2つ目が、平成16年12月9日に議決した内容です。これから行財政改革を進めるに当たり、議会として執行にやってもらいたいことを4項目にわたり述べました。その第1項目が、この住民参加型のまちづくりを推進すべきであるということです。更に、業務のスリム化をして、住民の協力を得てやれるべきことは、やるべきである。それによって行財政改革を進めるということです。他に3項目ありますが、自治基本条例を作る元となった趣旨は以上です。

・司会 町職員の意見はいかがですか。自治基本条例の策定について、どのような意見があるのかだして頂ければと思いますが。

・委員 既に出来上がっている条例を検証し、何をこういう形で表しているのかを考えながら検討していけば、自ずから玉村町としての方向などが出来上がると考えていま

す。文書化は非常に難しい部分もあると思いますが、先進事例を参考に項目事に、それぞれの自治体を比較し確認しながら検討していきたいと思っています。

・委員 この自治基本条例制定を一生懸命やっていたのは、前企画調整課長さんで、先日話をしましたが、玉村町は非常に独特な町だと思います。資料にあるニセコ町や宝塚市がありますが、非常に独特だと思います。例えば、南玉地区でいうと、戦後は87軒しかなかったのが、現在は800軒にも上っています。新しく転入してきた人が非常に多い、都市型であり、しかし田園の開拓的などところもある。

そのような玉村町の特性を踏まえて、他の地域と違う、独特のものがでてくるという話をしました。従いまして、原則的などころから話を進めて、時間がかかるかもしれないけれど、皆さんが腹を割ってディスカッションをして、中身の濃いものにしていったら、そういう話をしました。

いくつかの事例を出してもらいましたが、簡単には真似できない。せっかく作られた資料なので参考にはなりますが、これの条文の良いところをつなぎ合わせて作った自治基本条例となると、もしかしたら住民の理解を得られないかもしれない。

いずれにしても、作ったものが、町民に理解され、積極的にまちづくりに参加する、そういうことでなければ自治基本条例を作る意味がないと思います。「ゼロから我々が作るんだ」という意気込みで進めた方が私は良いと思います。

・司会 資料「先進事例」の最終頁に、基本条例の動向が書いてあり、それぞれの自治体の特徴が書いてありますので参考にさせていただきたいと思っています。玉村町は、玉村町独自の歴史や地域性を盛り込めればと思っています。

・委員 蛇足から入りたいと思います。配付資料最終頁「表3-1自治基本条例、まちづくり条例の動向」のうち、兵庫県生野町は既に合併して朝来市という自治体になっているようです。

次に、新潟県吉川町は上越市に合併してなくなっています。その他、合併しても市で残っているのは問題ないのですが、これだけ立派な条例を作って、その上で合併をされている是非については申し上げるつもりはありませんが、その実態だけはつかんでおく必要があると思っています。これだけのものを作り、「なぜ合併をするんだ」というのは正直な気持ちです。

全くこれが条例的に合併した他のところと同じものかどうかというのは疑問が残りますから。それだけ努力をされて、なおかつ、条例が反故にされている感じがして、たいへん残念に思っています。中身は分かりませんよ、これは個人的な感情ですから。

もう一つは、先ほどお話がありましたが、私は自治基本条例を作っていく場合に、ハサミと糊の作業だけはやりたくない。私も昔事務屋でしたから、例えば、これのいいところを取って一晩で作ろうじゃないかということになれば、ハサミで切って貼り合わせて印刷機にかければ、立派なものが出来てしまう。それは出来上がりは、見た目は良いかもしれないけれども、心がこもっていない。それでは作る必要がない。それだけは作

りたくない、やりたくない。しかし、それなりの出来映えのものを作りたいから、やはり時間は欲しいし、みんな意見を出し合ってやって行きたいと考えています。

なぜ自治基本条例を玉村町で作らなければならないのか。町には、今までだって条例はたくさんあって、政治倫理条例そういうものもできた。こういうときに敢えて、自治基本条例を作ることについて、研究会の中で意思統一をしていかないと、これから先、町民やどこに対しても説明をするときに、やっぱり迫力がないのではないかと考えています。

もう一つは、この資料を見せてもらって、少し違うと感じたのは、玉村町で、自治基本条例を作っていく場合、他の自治体が呑気というわけではないが、玉村町の置かれている状況というのは、この条例を作るための緊迫感というのが、もう少しあるような気がしています。

例えば、3年後、4年後、5年後に財政的なものが、今の財政シミュレーションよりも、もっともって厳しくなってくる。そうすると、町の行政については、内容を落とすわけにはいかないというのが前提条件になると思います。

そこで、例えば財政的に入ってくるお金が少なくなる、それでは出て行くお金を、どう削ろうかという方向になってくる。それでも尚かつ、充足出来ない場合に、一定の引き上げが出てくるのではないか。

それが、果たして住民に理解が得られるかどうか。理解を得るために、その一つの前提条件として、町が一つになって、住民が、あるいは議会が、町当局が一つになって、こういう方向で進んでいくんだという指針を作っておかないと、私は玉村町が健全な形で、ギリギリの線を通して進んでいけないのではないか。

それぞれ立派な条例を見せて頂いて「なるほど、なるほど」とは思うのですが、前文を見た限り、言い方悪いのですが、論文を思い出す。やはり、これだけ綺麗な前文が並んでいて、果たして中身は、どうなんだろう。確かに、文学的に情緒的な前文が並んでいます。だけど、もっともって、本当は生臭い話があるのでないか。そういうことを踏まえた上で、考えていかないと、「作ってみました。なるほど、立派なものができました。」だけれども、見た人がそれで終わりというのでは、せっかく12人で集まって作った甲斐がないのではないか。

私は課長が考えている方向は、それなりに良いと思っていますので、少なくとも「どういう考えで、この自治基本条例を作るのか。」そこの意思統一をきちんとやって頂いて、あと、立派な条文については、活かすところは活かしていいだろうし、要らないところは削っても良いだろう。だけれども、その中に、今の厳しい状況の中で、どうしても、これだけは入れなければいけないという部分は、カチッと入れておかないと、本当の意味がないと考えています。

・委員 議会の行革特別委員会から町長へ出された4項目について話がありました。国の財政が危機的状況になったのが前提で、合併問題がでてきた。当然、町も財政シミュレーションを作りましたが、それを見る限りでは、地方交付税は10億くらいの数字が並んでいますが、議会ではそういったことは踏まえていません。

先日のまちづくり研修会にありました通り、減額になることは重々承知していて、だから合併問題がでてきた。それを踏まえて、議会に出した4項目のうち一番大切なのは、住民参加型のまちづくりでないといけないとだめである。

というのは、民間の力を活用できるところは活用して、全て町で責任をもってやるのではなく、町民と議会と町が協働して町をつくることだと思います。

このために、自治基本条例の必要性がでてきますし、住民と協働でまちづくりをするには、情報の共有が必要です。町だけで情報を抱えていたのでは、当然、住民は行政に参加してこない。その情報の共有をどのようにするのか、その辺がポイントになってくると思います。

それから、具体的に入りますが、玉村町には一番まちづくりの基本となる「第4次総合計画」がありますが、実際、行政が計画をしてやっている中で、なかなか第4次総合計画通りに計画は進んでいません。

行政に対する評価が、全くなされていない。どちらかというと、行政もそのときぼったりで、今の町政が進んでいると痛切に感じます。町で計画を立てても、評価もしないし、実行もされない、というのが現状と思っています。

そこで、いろいろと考えてみますと、条例の中身が浮かんでくる。その中には、民間活力を利用するには、執行としての責務、職員としての責務、議会としての責務がある。そういったことを、きちんと決めることで、これからのまちづくりは、住民を巻き込んだまちづくりだと思っています。

・委員 自治基本条例を作るということに対して、我々委員がよく認識する時間をかけるべきだと思います。委員からの報告にありましたが、行政側がなかなか踏み出さない、見えてこない。そのため、自治基本条例を作らないと、町がどういう風にやっているのか分からない。行財政改革と前から言っているが見えてこない。そのために作るのだと感じる部分があります。

そうであるならば、行政の執行権をもっている最高責任者がいるわけですから、どんどん踏み出していってもらって、活動して頂いて、そこで行政の中で出来ない部分は住民で、どこを住民がカバーできるのかということ具体的を探っていけば、わざわざ自治基本条例を作らなくても、住民参加はできるのではないかと私は思います。

前回申し上げましたが、地域でできることは地域でやっています。情勢を考えてみますと、やがては、どこかと合併すると町民の人は思っていると思いますが。先ほどの話で、果たして自治基本条例を作って、すぐに合併してしまった。作った意味がない。踏み出さないで、ただ論議をしてみたただけで終わるだけではない。

必要性がよく理解が出来て、その上で、内容はたくさんいれなくてもいいのではないかと。町のために、地域のために、財政的にも厳しくなることが見えているわけですが、その認識がまだ乏しいように感じています。それでは困るので、何が目的なのか、お互いはっきり認識するまで、十分論議する必要があると思います。

・委員 町には障害者福祉計画、総合計画、環境計画など色々な計画が冊子になってい

ます。その中で流れているもの、共通のものがあると思います。そういったものも含めて網羅できるもの、この町地理的な特性、歴史的な特性、それから風俗・文化をある程度、おおざっぱに把握し、近隣自治体と比較した中で、何か違ったもの、特別なものがでてくる気がします。

やはり、烏川・利根川という大きな二本の川の中州みたいな所にあるわけです。県都前橋と直結している地続きの所もあるという、非常に独特な自治体である。その中で、自然やいろいろなものがあるので、網羅できるものを把握して、一つは捉えていく。

もう一つは、自治。戦後、自治という言葉があったが、国や行政に余裕があって自治があった。余裕がなくなって、いよいよ自治というものに踏み出さなくては、どうにもならなくなってしまった一面もある。

いよいよ地域で生活する人の出番なんだなということ認識して頂く。行政というのは、住民にとって手の届かないところではなく、手作りの自前の自治体をつくる。県や国とは違う手の届くところなんだという、そういった意識を皆さんが自覚していくことが重要だと思います。

しかし、さあ、いい条例を作りましたが、合併しました。ということが無いようにというのはおかしいけれど、合併すると言わないけれど、合併を考えながら作るのもおかしい話なので。消防が高崎委託という話ができれば「今度はあっちか」と。腰が浮いた中で、作るのは心配。避けては通れない問題だが、例えば、大きな市になったとしても、小さな自治という形での発想は消えていかないので、玉村の地域は、こういった形でいくんだというところを残していけば、住民にとって手の届く手作りの暮らし作りみたいなところを、改めて考え始めてみてもいいのではと思っています。

・委員 確かに合併問題は、目の前にぶら下がる大きな問題です。当然、玉村町だけで、どうこうできない立場に置かれる場合もあるかもしれない。今の町の状態をみれば、自律でいかざるを得ないと感じを受けますが、しかし、他の市町村との連携も図る必要がある。そこは何とも難しく言いようがないが、今までのような町政運営ではよくないというのは、皆が感じていると思います。

やはり、自治基本条例を作る最大の狙いはこれをきちっとしていかないと、これからのまちづくりは進まないと私は思っています。

・司会 この自治基本条例には、執行機関の責務がしっかりと載っています。そういう観点から職員の方からご意見を頂きたいと思います。

・委員 自治基本条例は難しいものだと思います。前回配布された資料の中で、玉村町としては、この自治基本条例を最高規範としていきたいと事務局から話があったわけですが、これを実際、最高規範として作るのかどうか、というのも一つの問題だと思います。

今ある条例が違反するかどうかの問題もでてきます。最高規範でなく、町にいくつかある基本計画をまとめる基本となる、町を方向付ける条例とするのがいいのかなと思います。

・委員 あなたの話は綺麗すぎる。現実には、そんなに綺麗な話ではなくなっている。

例えば、地域住民参加型という言葉がでてくる。これは、一つには、こんなに綺麗事ではなくて、今の自治体の規模では、どうしてもやっていけなくなった時に、住民に参加をしてもらって安上がりになろうという腹があるんですよ。これを押さえておいてもらいたい。ただ単に、住民の皆さんに何でもお知らせをして、情報を共有して、それでやっていきましょう。そういう綺麗事だけではない。

それともう一つ、先ほど話がありましたが、行財政改革の一環として議決をされているわけです。行財政改革の中身というのは何かということになると、私は近視眼的にみますから、収入をどうするか、というということよりも、支出をどうするか。無駄な経費を削ろうというのが、一般的に行財政改革の狙いです。その時にでてくるのが、例えば町の機構です。

38,000人の町で、これだけの職員がいてどうだとか、あるいは民間との対比とか、いろいろなものがでてくる。今、大阪市が徹底的にやられていますよね。あの大平光代さんという有名な人が助役になってやっているらしいが。それは、やられる方も問題があったわけです。あったが、自治体の職員が、当然権利を主張する勢いをそぎますよ。

そういうことの中で、生臭い話をしますが、38,000人の町で200人余りの職員が果たして必要かどうか。これは、200人いたらいいだろう、あるいは150人いたらいいだろう。ある施設は、町がやるよりも民間に委託した方がよっぽど安上がりだ、内容もよくなるだろう。

こういう議論がでてきます。これは、議員さんがいるので、たいへん失礼な言い方ですが、議会が22人から16人に変えたその背景には、ある意味では血を流した言い分があると思っています。ですから、その時に議会だって血を流した、職員さんについても血を流してもらわないと困る、こういう議論が出たときに、どこまで抵抗できるのか。力ではないですよ。議論で、どこまで抵抗できるのか。

本当の意味で玉村町という自治体が、良い仕事をして、良い成果を残していくために、職員がどこまで必要なのか。こういう議論が積み重なっていかないと非常にたいへんなことになるとしています。ですから、4人職員代表が参加をしてくれていることは、私は心強いと思っています。ただ、そこは綺麗事ではなくて、生臭い話を避けるのではなく、住民と議会と町、町といった場合は町長以下職員を含めた町が一体となり、どうやって乗り上げていくのかという議論をしないと本当の意味での良い方向がないのではないかと考えています。

余分なことですが、私はもともと労働組合の仕事をしていた経過があり、地方自治体の賃金労働条件については、関わった時期があります。そういう時期があるので、死ぬまでいくらかも時間がないですから、今更、右の方へ移ろうという気持ちはない。そこは最後まで突っ張ろうと思っています。

・委員 今までの町組織は、縦割り行政で推移してきましたが、最近かなり横の連携が

とれるようになりました。また、ボランティア希望者も盛んにでてきています。そういう中で、住民参加型という時期にきていると思います。先程厳しい意見がでましたが、皆さんで議論をして、良いものが作っていければと思っています。

・委員 厳しいと言われるけれども、私は現実と思っています。ボランティアといいますが、私も音訳ボランティア、視覚障害者のための本を読んでテープに入れる仕事を5年間やってきた。ボランティアというのは、入るのは簡単ですが、しかし続かない。

今、福祉の職場で、燃え尽き症候群というのが言われています。一生懸命やって4年たち5年たち、腰を痛めるわけです。腰を痛めると考えるわけです、「自分はなぜ、こんな職場にいるんだろう」と。相手は病気の人、お爺さんお婆さんばかりで、自分の青春はどこへ行ったということになり、そこから燃え尽きて変わっていくわけです。健康福祉大学や東京福祉大学へ行くと女性の学生ばかりかと思うと男性の学生も半分以上います。病院へ行っても、若い男性の看護師が一生懸命やっている。年齢を聞いたら20歳でした。

例えば、100人が、よしやろうと始めた人が、何人残るか？10人残れば上出来ですよ。だから、一発勝負でやるイベントなどは集まりますが、日常的に続いていくかといえば、非常に難しい話です。

全くやったことのない人が、ボランティアについて考えるのは、割合、単純です。ところが、一回やって裏切られて落ちた人は、絶対見向きもしない。それを考えていくときに、町が明確な方針を出して、こういうことで皆さんのためにお互い頑張りましょうと言って、それをサポートする人が、どこへ行ってもいる。極端なことを言えば、役場の窓口へ来たら、サポートしてくれる人がたくさんいる。その中で、ボランティアというのは発達していく。そういうものがないと、なかなか住民参加型と言っても上手くいかないと思うのです。そういうものを作っていくために、玉村町は、具体的に財政、経済などの基本計画はあるが、心の拠り所、それが無い。それが、この計画として出れば、「なるほど、これで自分も頑張ってみよう」ということになると思う。なりたいたい、ならなくては困る。

・委員 今のお話を伺い感じたことは、自治といった場合、他者に思いやることを気づくことが重要です。というのは、ボランティアに助けてもらう。一つの職場に正社員がいて、ただ働きのボランティアがいる。それはいいでしょうが、しかし、人間は社会生活をするにはお金がかかりますから、そういった人たちの善意だけで、行政がまわっていくと思うのは間違いだと思う配慮、責任を考えていかないと。福祉の現場へ、若い人たちが福祉のためにと入っていく。ところが、待遇が悪い、労働がきつく、賃金が低い。そうすると、いつの間にか介護をする熱意が憎しみへ変わり、殺人事件が起こることもある。そこを私たちは理解していかないとならない。

人の善意に頼るといえるのは重要な話ですが、そこだけに止まって、それを踏み台にして行政をつくる話だと違った方向へ行ってしまわないか。お金のかかる社会ですから、そういったことも配慮して、みんなが自分でできる時間などを申告制にして無理

のない協働ということに配慮する。それぞれの立場がある。そのようなことに皆さんが気づき配慮することで、だんだん進んでいくのではないのでしょうか。

・委員 行財政改革特別委員会で、こういうことをしないと町は良くなるのではないかと、あるいは、財政的に行き詰まってしまうのではないかと、ということで、この自治基本条例がでてきた。従いまして私は、前回の議会でよく言ったので、ご存じと思いますが、今度、行財政改革の中期計画を作れ。その一つの柱が自治基本条例だと言っているのです。

今までお金を出して、町がやっていたことにお金をださないで、それぞれの地域で住民の方々が無料でやってくれる分野はないのかと。そういうのを探して、それを町に言う。「皆さんの協力無くしては町はやっていけません。頼みます」というので良いと思うのです、自治基本条例は。それが発端ですから。

極端ですが、議員だって無料でいいのではと思うのです。現実、そのような市はあるのです、日本に。そんな馬鹿など皆さん言うかもしれませんが、それを市民に訴えて、無料で議会を開いている。夜しか議会を開かないですが。そういうことなんです、私に言わせると。だから、基本に立ち返って、町民の皆さんに何を期待するのか。道の草取りをやってください、学校の掃除をやってください、町民の一人としてやってもらえないか。今まで町はこういう仕事をやってきたが、このままでは財政が行き着きます、住民の皆さんやってくれませんか、そういうことだと思います。それを仕分けするのは、非常に難しい。仕分けしてお願いしても、町民がそれやってくれるかどうか。それを我々は認識しておかなければならない。他の町がやったから、玉村町にそのままもってきて、お願いしますでは、いけない。基本条例の条文は格好悪くてもいいと思います。

・委員 住民参加ということで、町民の協力を得るわけですが、お願いされて住民が一層懸命頑張る、そういう知識・認識は高まったと思います。しかし、お願いする方は果たして、どうなのか？、昨年の自律説明会の時意見として出しましたが、効率的な業務、自分たちも効率化していくよ、一生懸命やるよ。だから、みんなも協力してくれよ。これがなかったら住民は協力しないですよ。

3月末に文化センターで開催された自律講演会で、講師が良い話をしてくれたと感じていますが、私は最後の話が少し気に入りませんでした。職員には厳しい話になりますが、玉村町38,000人の人口においては、「このくらいの職員数で、まあいいでしょう。」こういう言い方をしましたよね。あれを聞いて職員の方は、ホッとしたと私は思っています。あの話は本当だから言ったのだと思いますが、「玉村町はこの調子でやっていけば大丈夫なんだ」と安心されては困ります。

これから先、地方交付税は絶対下がるのが見えている、入ってくるお金が減ってくる。それをどのようにしたらいいのかということで行財政改革というのが頭にあり、自治基本条例を作る必要があるとなってきたわけですから。職員の方も含めて、我々も協力できることは、あらゆる方面で協力してやる。そうでないと、金がなくなって、全て住民にお願いするのがいいのか、それは少し違う。

自治基本条例を作るのは、もしも合併をするときに、赤字財政の町はいらないとならないように、お互い協力し合っていこうということなんですよ。そういうことにならないように自治基本条例をつくるのですから、職員の方に英知を出して頂きたい。自律説明会で町長に申し上げましたが、若い人の能力を出させてやってくれと。民間会社では若い課長をどんどん作っている。そうならなくてはおかしいですよ。そうすると上へいった人をどうするかという方法がたくさんあります。

昭和62年当時、ある会社では、55歳になると、給料が40%落ちる。課長、部長という職をとると、一気に落ちてしまう。そういう会社の経営者の考え方は、従業員が働けるときに、どんどん昇進させ、給料をあげてやる。町の場合は、そこまではできないと思いますが、若い人の能力を上げる施策をやって頂きたいと思います。そうすると、方向性も変わってくるし、良い知恵が出ると思います。

・司会 開会して1時間半になろうとしています。まだ、ご意見をいただいている委員から、ご意見をいただきたいと思っています。これからは、住民、議会、町の三者の協力が必要という中での議論です。議会の議論もできましたし、住民代表の皆さんからもご意見も頂きました。一番大事なのは、職員の心構え。自律講演会の中で、現在の職員定数で十分いいんだという話がありました。その後に講師が言ったのは「町は、このままでは良いとはいえない。この町が存続していくために必要なことは、職員のやる気と熱意だ」というお話がありましたので、職員（委員）の意見はいかがでしょうか？

#### ・委員

この自治基本条例草案策定研究会の委員に選ばれたとき、何を、どういうふうにするのか全く分からない状態でした。私は、第1回障害者福祉計画を策定したときの事務局だったので、そういう形（事務局が作成した、たたき台に委員から意見をもらう形）で作るのかなと自分なりに思い、この会議にでました。が、全くそういうものでなく、各委員から腹を割った意見を出して頂き、それをまとめる方法と聞き、今までとは違ったやり方で自治基本条例を作るということが分かりました。

また、事務局が作成した資料を読み、いろいろな意見を聞くことができ、町職員として今までのやり方でなく、これからは違う方法で仕事に取り組まなくてはならないということを感じました。

委員さんからのご意見がありましたが、日頃思っているのは、若い人でも女性でも男性でも、一生懸命やっていて能力のある人が、たくさんいると思います。それをもっと発揮できるような形で、上司や周囲が引き出して、実行できるような職場にしていかななくてはなりません。経験年数や勤務年数でなく、自分で思っていることを発言して、課の仕事が良い方向にいかなくてはいけないと改めて思っています。現在は、収税課にいますが、何か問題が起きるとみんなでまとまって、本を読み、その根拠についてから始めて、意見を交わして、仕事に取り組んでいます。課長が自由に意見を言わせてくれるので、他の課もこのような形でいければいいと感じています。

・委員 私は、普通の住民で、その立場から言うと例えば、町から綺麗な表紙のついた冊子が配られたりすると、失礼ですが、町側は「この冊子を作ったから仕事が一つ終わったと感じている」という受け取り方を、つい、してしまうようなことがありました。これを（自治基本条例の資料）見たときも、自治基本条例を作ったそれぞれの町は、一体これをどのように運用しているのかと、まず考えました。作っただけでは意味がなく、運用しなくてはならない。ただ具体的には分からず、想像もできないのですが、せめてこの町で作るとしたら、自治基本条例を行政のアクセサリーにだけはして欲しくない。そういうふうには陥らないような条例ができなくては意味がないと思っています。

・委員 この自治基本条例は、最高規範性を持つということですので、自律とか合併とかを規定できないと思います。そうすると、町長が替わったから、この条例を改正する訳には当然いかないわけです。玉村町の自治とは何か、どうすべきか、ということから皆さんで話し合っ、前文、目的、基本理念、原則について話し合っ進めていき、そこから枝分かれしていくのが、よろしいのかなと思っています。

・委員 宿題をたくさん頂き、読ませて頂いた中で、先進4例は比較的、はっきりしたコンセプトをもっています。ニセコ町は「住むことが誇りに思えるまち」、宝塚市はいいですね「住み続けたい、訪れてみたい」、吉川町は「環境に優しい、食の安全安心」、大平町は「循環型社会」など。とっかかりとして、この町の特徴を捉えて、訴えいいコンセプトをみんなで作り、そこから枝分かれしていくといいと感じています。

・委員 そうですね。どこも前文は、美文ですね。

・委員 大平町自治基本条例の第5条3項「町は、町民参加をもって、町が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない」。これだけは、載せておきますかね。

もう一つ、読んでいて気がついたのは、「わかりやすく」というのが、あちこち出てくる。企画調整課にお願いですが、私たち委員に分かりやすく、いろいろ作って頂ければありがたい。

・委員 急激な人口増、選挙の投票率をみても半分くらいで、極端なことを言えば、半分顔の見えない町のようなものです。農業委員会として建議書を議会へ差し上げてありますが、その文章の中に、農住共生型のまちづくりと書いておきました。また、石川さんからお話がありましたが、玉村町のおかれた環境、まず川があり、緑がある。住民が増えました、勤労者世帯も増えました。そういう環境と、農住共生型の循環型社会みたいな構造に入れれば有り難いなと思っています。

・委員 もともと住まわれている方と、新しく入ってこられた方との融和というのは、具体的にどのように図られているのでしょうか。私が以前住んでいた所は、通称しまな

み海道、西瀬戸自動車道の中の島の一つです。因島に10年、隣の生口島に20年にいて。因島は完全な企業城下町で、会社が良くなれば市が良くなるということで、市も見た目あまり努力をしない。会社に全ておんぶ。市議員も30人のうち10人くらいは会社の人間でしたから。隣の生口島には瀬戸田町というのですが、瀬戸田耕三寺というのがあって、年間50万人くらいの観光客が訪れる観光の町でした。

そこには「よそから来た人は、旅の人」という言葉がある。自分の身内が外へ出ていても「うちの息子は今、旅に出ている」という言い方をします。ことある事に「おたくらは、旅の人じゃけに。旅の人だから分からんじゃろうが」とことある事に言われると、「そうだろう、そうだろう」という気になる。どんどん地域から目が逸れていく体験をしています。

玉村に来たら、そういうのは無いのかなと思ったのですが、「元村の人」という言葉があり、ときどき聞きます。人口が増えて新しい人がたくさんいますが、その辺の調和とか、融和とかは、どのようになっているのかなど。町をきっちりまとめ上げるのには、すごく大切なことではないでしょうか。常日頃、感じていることです。

・委員 私は南玉に住んでいます。戦後は100軒ありませんでしたが、現在は800軒を超えています。南玉は非常に上手くいっていると思います。区長は、ここ何代も新しい人がやっている。2,000人以上の住民がいるので、班だけでもものすごい数があり、総会も全住民でなく班長だけで集まってやります。ほとんど若い人たちです。色々な活発な意見がでます。運動会や盆踊りなど、いろいろな行事をやりますが、融和している感じを受けます。すばらしい地区です。

・委員 しまなみ海道の先には「夕日が日本一美しいまち（双海町：平成17年4月1日に合併し伊予市）」があって、公民館の人が非常にそれを売り出して、一生懸命やっています。住民座談会は、参加率130%とか、そういう言い方をします。酪農の話講師にしてもらったときなど、お爺さんお婆さんから若い者全部引っぱりだす。

私は板井に住んでいますが、板井は、新しい人といっても30年くらいたっています。新しくはないのですが、そういうことを言っていると間に合わない現実があります。サラリーマンを経験した人は、話すのもそれなりに得意だし、書くのもまあまあ書くし、いろいろな折衝もやるし。そうすると区の役員にうってつけなんですよ。そういう人を選んでやっていると、農家の人で、話すのが得意でないとか、字を書くのは嫌だよとか言っている人よりも、役員としてこまめにやれるので、そういう意味で、そういうことが少なくなってきました。

・委員 下之宮に住んで10年になりますが、昔からの家の長男が区長になり、区長代理になり、どんどん回っていて。一番古い団地は、そろそろ30年になりますから、新しい人をいれなくては、おかしいのではと、たまには言うのですが。

・司会 皆様から貴重なご意見を今回いただきました。またリラックスした雰囲気の中

で、今思っていることをお話していただいたという点では、たいへん良い意見交換会が出来たと思います。今回の意見交換会会議録を事務局で作成し、皆様のもとへ送りますので参考としていただき、次回会議に意見を持ち合わせて頂きたいと思います。

住民自治ということから、住民参加のまちづくりという自治基本条例ですが、これは住民参加を訴えることだけではなくて、住民参加をしっかりと守っていく上での基本となる条例だと思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

それから、第2回まちづくり研修会が、4月26日に開催されます。第2回の研修会の後、第1回の意見も含めて、皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは宿題ではありませんが、皆さんにお配りする会議録を読んで頂き、ご自分の意見をまとめてきて頂くことでいいでしょうか。

・事務局 スケジュール表によりますと、5月19日は条例の骨子ということになるかと思いますが、それで、事務局でまとめたものを皆さんへお届けしますので、それを読んでいただいて、思いついたことがあれば、文章にまとめていただき、次回会議までに事務局まであげて頂ければ、なおさら次の会議の進行がしやすくなると思いますので、よろしくをお願いします。

今日、皆さんが意見を述べましたが、それをうまくまとめると、目的とか基本理念とかができると思います。

内容は、順番とか関係なく、箇条書きで思いついたことを書いて頂くことでいいかと思いますが、後で、それを寄せ集めて、進めていきたいと考えています。

・委員 前もって事務局へ、お届けするのですか？

・事務局 いえ、事前に頂くか、会議当日発表していただくか。前もって頂いたものに関しては、当日お配りできます。

・委員 事務局で、箇条書きに出来ないのか。

・事務局 今日出して頂いた意見については、それを整理して議事録として皆さんにお配りします。それを読んで頂きながら、前にお配りした資料を参考にして頂き、それぞれが思いついたこと考えたことを、今日も具体的なことがいくつか出てきましたが、そういうものを箇条書きにして頂いて。順番とか、まだそういう段階ではないと思いますので。箇条書きにしたものを、それを頂ければ有り難いと。次回会議までに、ほぼ一ヶ月ありますので、その期間を有効に使えるかなと。これは、だいぶ皆さんに負担をかけるような形で申し訳ありませんが。連休前には、会議録を送れると思いますので。

・委員 議論の中心的なポイントだけでも、指示してもら方がいいのですが。

・事務局 まだ、内容を絞るまでは、今の段階では早いと思いますので。

・委員 基本方向を検討するんだとか、おおくりな部分だけでも決めて欲しい。

・委員 なんでも持ち寄って良いということではなく、おおもとの目的と基本方針がないとまとまらなくなってしまうので、そこを考えないと。

・委員 事務局が作れば、我々が意見を言うから。ある程度、出してもらわないと意見がまとまらない。

・委員 簡単にいえば、ある程度、事務局でたたき台を作ってもらえれば、いいのではないか。

・事務局 当初、目的としたものは、自由な中で、骨子自体も、どういったものを作ったらいいか。基本条例そのものを作るべきなのかということから始まり、作るについては、町の特色をどのように考えるか。その辺も意見をいただけたらありがたいと思うのですが。

自由な意見を頂くために、当初から、細かく順番立てていくのは、どうかと思いました。

・司会 議事録を連休前にはお配りできるそうですので、それをしっかり読んで頂いて。

今回の自治基本条例は、骨子を、たたき台を行政が作って、「さあ、皆さん、どうですか。」ではなく、何も無いところから、皆さんで話し合っただけの積み重ねたものを作り上げていくことです。

ですから、行政でたたき台を作れということになると、元々の趣旨から離れてしまうということが言いたいのではと思うのです。

今回、今までにない草案作りからということですので、議事録をしっかりと配って頂いて、それを読んでいただいて、その中から浮かび上がってくるものがあるかと思えます。気づいたことを自分なりにまとめて頂き、次に持ち寄って頂くという方向でよろしいでしょうか。

スケジュールには、骨子をまとめるとありますが、そこまでいかないかもしれませんが、そういうことの積み重ねで、しっかりと12人の委員で、何も無い白紙の状態から、全てを作り上げていくことをございます。

・委員 今日の皆さんの意見の中で、目的、基本的な考え方と思われるものがあると思えます。事務局で、それを箇条書きで、仕分けしてもらおう。もっと事務局がやってくれるのなら、目的などを文章で書いてもらって、文章の他に、こういう意見があったと書いてもらえると非常によい。これは今、国会でやっている憲法の改正は、こういうやり方ですね。

・委員 前提条件として、これを作りましょうというのは、12人の一致した意見というのを踏まえて、例えば、性格付けについて、こういう意見があった。基本的な目標について、こういう意見があった。それは、分かれるわけだから。

・事務局 では、目的、基本的な考え方、性格ということで分けてよろしいでしょうか。

・委員 その他に、もっと先の話があったら、その下に書いておいてもらえれば。

・委員 目的、基本的な考え方、性格、その他、の四つに分ける。

・委員 区分けがおかしければ、直せばいい。

・司会

では、以上で、本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。